

社会保険の手続きに関する件

<p>通報内容</p>	<p>本件は、令和3年4月1日から同年7月末まで教育委員会事務局（以下「教委」という。）のX課にて会計年度任用職員として働いていた通報者が、下記の3件の事例について、通報者の給与支給担当課であるY課の対応が法令等に違反するのではないかと指摘する趣旨の通報である。</p>
<p>委員の対応・不対応の判断及びその理由</p>	<p>1 3件の事例について</p> <p>(1) 事例1：健康保険の加入に関する手続き</p> <p>ア 通報内容</p> <p>通報者は、令和3年3月、健康保険に加入するため、申請書類及び「住民票の写し」を学校を通して教委に提出した。しかし、同年4月下旬になっても保険証が届かないため、Y課に問い合わせたところ、「手続きを失念していた」との回答で、申請書類と「住民票の写し」に関しては紛失したため、再度提出してほしいとの説明を受けた。</p> <p>こうした対応は、健康保険の加入に関する届出の事由が生じてから5日以内に年金事務所等に書類を提出することとなっている健康保険法に違反する対応であり、また、個人情報を含む書類の紛失事案にあたるのではないかと指摘する趣旨の通報である。</p> <p>イ 所属調査</p> <p>申請書類の動きを整理すると次のとおりとなる。</p> <p>①通報者が、学校に必要書類を提出する。</p> <p>②学校は、学校と教委間の書類の通送を担う「学校メール便」に申請書類を乗せ、通報者の任用所管課であるX課に送る。</p> <p>③X課は、申請書類を確認し、「学校メール便」に申請書類を乗せ、Zセンターに送る。</p> <p>④Zセンターは、申請書類の過不足及び要件に合致しているかを確認し、申請書類を「学校メール便」に乗せ、Y課に送る。</p> <p>⑤Y課は決裁の上、年金事務所等に必要な届出を行う。</p> <p>X課は令和3年3月末日に学校から申請書類を受領したが、「基礎年金番号の写し」及び「健康保険被扶養者届」が同封されていなかった。</p> <p>このため、同年4月20日前後に通報者に電話で提出を依頼し、23日には直接依頼した。同月26日に通報者から「基礎年金番号の写し」等を受領し、同日中にZセンターに送り、さらにZセンターはY課に送った。翌日、Y課は年金事務所に提出した。</p> <p>また、「住民票の写し」については、X課は申請書類とともに令和3年3月末時点で学校から受領したものの、併せて提出された扶養控除異動申告書に基づき、税法上の手続きに必要なためこれに使用した。このため、上述の不足書類とともに2通目の提出を依頼し、同年4月26日に通報者から受領して、翌日、申請書類と同様に年金事務所に提出した。</p> <p>この間、Y課は、通報者に「手続きを失念していた」との回答は行っておらず、また、「住民票の写し」を紛失した事実はなく、学校に適切に保管されている。</p> <p>ウ 判断</p> <p>健康保険法施行規則によると、被保険者の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から5日以内に、健康保険被保険者資格取得届を日本年金機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする旨規定されている。</p> <p>しかし、通報者の健康保険の加入に関する届出の事由が生じてからY課が年金事務所に届出を行うまで27日を要した。その理由として、教委は「基礎年金番号の写し」及び「健康保険被扶養者届」が同封されていなかったことを理由としているが、通報者は同封したと認識しており、両者で見解が異なっている。</p> <p>これについてはどちらの見解が正しいのか委員としては判断し難く、教委の対応によって届出が遅れ、健康保険法に適さなかったとまでは断言できない。</p> <p>一方で、所属調査によれば、教委は通報者に不足していた「基礎年金番号の写し」等の提出依頼を行うまで少なくとも20日前後かかっており、これについてはもっと速やかに行う必要があったと考えられる。</p>

なお、「住民票の写し」については紛失しておらず、学校に適切に保管してあるため、当該書類については個人情報を含む書類の紛失事案には当たらない。

【参考】

○健康保険法

第48条 適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を保険者等に届け出なければならない。

○健康保険法施行規則

(被保険者の資格取得の届出)

第24条 法第四十八条の規定による被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十五条の二から第三十六条の二まで及び第四十二条において同じ。）の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合（様式第三号の二によるものである場合にあつては、機構）に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、個人番号又は基礎年金番号、第三種被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。第二十八条において同じ。）に該当することの有無を付記しなければならない。

(第2項略)

3 第一項の場合において、被保険者が被扶養者を有するときは、健康保険被保険者資格取得届に被扶養者届を添付しなければならない。

(第4項以降略)

(2) 事例2：健康保険の資格喪失に関する手続き

ア 通報内容

通報者は、令和3年7月末日で退職した。この際、健康保険について任意継続組合員の手続きをとるため、申請書類を提出した。しかし、同年8月下旬になっても保険証が届かないため、年金事務所等に問い合わせたところ、教委から申請書類が届いていないとの回答を得た。こうした対応は、健康保険の資格喪失に関する届出の事由が生じてから5日以内に年金事務所等に書類を提出することとなっている健康保険法に違反する対応ではないか。

イ 所属調査

通報者は、退職日の翌日である令和3年8月1日に資格喪失し、Y課は同月20日に年金事務所で資格喪失手続きを行ったため、20日を要した。

資格喪失に関する必要書類の動きを整理すると次のとおりとなる。

- ① 通報者が学校に必要書類（健康保険証等）を提出する。
- ② 学校は、「学校メール便」に必要書類を乗せ、Zセンターに送る。
- ③ Zセンターは、必要書類の過不足及び要件に合致しているかを確認し、必要書類を「学校メール便」に乗せ、Y課に送る。
- ④ Y課は決裁の上、年金事務所等に必要な届出を行う。

通報者は、令和3年7月末に学校に健康保険証等の必要書類を提出したが、学校がZセンターに送付したのが同年8月17日になってしまった。これは、学校の夏季休業期間中の閉庁期間に「学校メール便」が停止することを学校側が考慮していなかったことに起因する。結局、必要書類がZセンターに到達したのが同月19日で、ZセンターはこれをY課に送り、Y課は翌20日に年金事務所で資格喪失手続きを行った。

ウ 判断

健康保険法施行規則によると、被保険者の資格の喪失に関する届出は、当該事実があった日から5日以内に、健康保険被保険者資格喪失届を日本年金機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする旨規定されている。

しかし、健康保険の資格喪失に関する届出の事由が生じてから20日間を要しているため、教委の対応は健康保険法に適さなかったと言わざるを得ない。

【参考】

○健康保険法施行規則

(被保険者の資格喪失の届出)

第29条 法第四十八条の規定による被保険者の資格の喪失に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、様式第八号又は様式第八号の二による健康保険被保険者資格喪失届を機構又は健康保険組合（様式第八号の二によるものである場合にあっては、機構）に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したときは、個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならない。

(第2項以降略)

(被保険者証の返納)

第51条 事業主は、被保険者が資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、遅滞なく、被保険者証を回収して、これを保険者に返納しなければならない。この場合（被保険者が任意継続被保険者である場合を除く。）において、協会に返納するときは厚生労働大臣を経由して行うものとする。

2 前項の場合において、被保険者が任意継続被保険者であるときは、当該被保険者は、五日以内に、これを保険者に返納しなければならない。

3 被保険者（任意継続被保険者を除く。次項において同じ。）の資格喪失により事業主が返納すべき被保険者証は、やむを得ない場合を除き、資格喪失届に添えなければならない。この場合においては、その理由を資格喪失届に付記しなければならない。

4 被保険者は、その資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、五日以内に、被保険者証を事業主に提出しなければならない。

(第5項略)

(3) 事例3：雇用保険の資格喪失に関する手続き

ア 通報内容

通報者は、令和3年10月、転職先に雇用保険番号の提示を求められ、これを提出したが、転職先の職員が手続きに赴いたところ、以前の職場の雇用保険が切れていないと知らされた。手続きが2か月以上遅れているため、Y課の対応は、退職日の翌日から10日以内に雇用保険資格喪失届を公共職業安定所に提出することとなっている雇用保険法に違反する対応ではないか。

イ 所属調査

通報者は、退職日の翌日である令和3年8月1日に資格喪失し、Y課は同年10月11日に公共職業安定所で資格喪失手続きを行ったため、72日を要した。

教委では、年度途中の離職について、業務所管課は退職日等を退職連絡票に記入し、これをY課に送付することとしている。

通報者を任用していたX課の担当職員は、令和3年7月16日に、Y課あてに退職連絡票をEメールで送付したが、入力したメールアドレスに不備があり、Y課に届かず、伝達されなかった。担当職員はこれを伝達されたものと思いこんでいた。結局、10月上旬に通報者からX課宛てに電話で連絡があるまでその事実を認識していなかった。

こうした状況もあって、Y課は雇用保険の資格喪失手続きを行うことができなかった。

ウ 判断

雇用保険法施行規則によると、事業主は、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったことについて、当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、雇用保険被保険者資格喪失届をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない旨規定されている。

しかし、雇用保険資格喪失届を公共職業安定所に提出するまで退職日の翌日から72日を要しているため、教委の対応は雇用保険法に適さなかったと言わざるを得ない。

【参考】

○雇用保険法

(被保険者に関する届出)

第7条 事業主（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業（同条第一項又は第二項の規定により数次の請負によつて行われる事業が一の事業とみなされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該請負に係るそれぞれの事業。以下同じ。）に係る被保険者となつたこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことその他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。当該事業主から徴収法第三十三条第一項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として前段の届出に関する事務を処理する同条第三項に規定する労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）についても、同様とする。

○雇用保険法施行規則

(被保険者でなくなつたことの届出)

第7条 事業主は、法第七条の規定により、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことについて、当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、雇用保険被保険者資格喪失届（様式第四号又は様式第四号の二。以下「資格喪失届」という。）に労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳その他の当該適用事業に係る被保険者でなくなつたことの実事及びその事実のあつた年月日を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、当該適用事業に係る被保険者でなくなつたことの原因が離職であるときは、当該資格喪失届に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

2 まとめ

通報のあつた事案について、適切とは言えない事務処理が確認された。

申請書類は教委の部署を複数経由することになっているが、その過程で単純な事務処理ミスや確認不足があつたことや、それぞれの部署同士の連携が十分でなかつたことが、こままで手続きが遅れた原因になっていると考えられる。

特に、学校の夏季休業中の閉庁期間中に「学校メール便」が停止することを考慮しなかつたことや、メールアドレスの不備等については、単純なミスと言わざるを得ず、組織として再発防止の取組を強く求めたい。

教委は今後、業務所管課とY課の情報共有を密にし、確実に情報伝達を行っていくとのことであり、委員会としては、類似の事例が発生しないよう、着実な再発防止策の実施を求め、対応を終了する。

本市の対応

今後同様の事務処理遅延が発生しないよう、任免の際に速やかに必要書類が整えられるよう事務の手引きの改訂や発出文書により学校や該当者に周知するとともに、業務所管課とY課の情報共有を密にし、退職連絡票を受領した際は、受領した旨の連絡を行うなど、確実に情報伝達を行っていく。